

三歯会による協定書

協 定 書

一般社団法人京都府歯科医師会（以下『歯科医師会』という。）と公益社団法人京都府歯科衛生士会（以下『衛生士会』という。）および一般社団法人京都府歯科技工士会（以下『技工士会』という。）は、歯科医師会が京都府および京都市との間で平成25年12月24日に各々締結した「災害時の歯科医療救護の実施に関する協定（京都府）」、「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定（京都市）」（以下、双方『災害協定』という。）における歯科医療救護活動実施に関して、円滑なる推進を図るため、以下のとおり三者は協定書を取り交わす。

- 第1 衛生士会と技工士会は、歯科医師会が京都府および京都市より、災害協定に基づく歯科医療救護のため派遣要請を受け、それにもない両会に対して協力依頼を行ったとき、衛生士会・技工士会両会に所属する会員の派遣について最大限の協力を行う。
- 第2 歯科医師会は、京都府との災害協定に基づく歯科医療救護チーム（以下『チーム』という。）、ならびに京都市との災害協定に基づく歯科医療班（以下『班』という。）の編成にあたり、派遣された衛生士会会員および技工士会会員をチーム並びに班の従事者として京都府と京都市に対して名簿を報告する。
- 第3 歯科医師会はチーム及び班を編成するに当たり、指揮系統の統一をはかるため歯科医師会会員をその責任者に定め、派遣を受ける衛生士会員及び技工士会会員を指揮するものとする。
- 第4 本協定書に記載なき事項については、歯科医師会と衛生士会及び技工士会はその都度協議するものとする。
- 第5 本協定書の変更ならびに改廃は、歯科医師会が発議し、衛生士会及び技工士会双方の同意を得て行うものとする。

附則

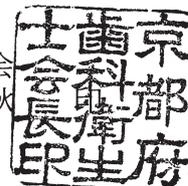
- 1 本協定書は、平成26年9月10日から発効する。
- 2 本協定書は、歯科医師会ならびに衛生士会および技工士会が原本3通に記名、押印して調印し、三者が原本を保管する。

平成26年 9月10日

一般社団法人京都府歯科医師会
会長 平塚 靖規



公益社団法人京都府歯科衛生士会
会長 坂井田 千秋



一般社団法人京都府歯科技工士会
会長 小川 博和

